



薩摩川内 市議会だより

臨時号

平成23年9月21日発行

発行／薩摩川内市議会
編集／議会だより編集委員会〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-23-5015

「議員定数(素案)」に係る 意見を募集します

薩摩川内市議会では、議員定数等調査特別委員会を設置し、議会基本条例の規定に基づき、本年2月より議員定数に関する調査を行っており、このたび、特別委員会において議員定数の素案をとりまとめました。(経過は3ページ以降に掲載)

つきましては、この議員定数(素案)について、パブリックコメント(市民意見公募)を行うこととしましたので、市民の皆様のご意見をお寄せくださるようお願いします。
※市民の皆様のご意見を考慮しながら、最終的に定数案を決定していきます。

議員定数(素案)

1 議員定数

議員定数については、現行の34人から8人削減し、次期選挙より26人とする。

2 根拠・理由

(1) 行財政改革についての視点

議員の大幅削減が、市全体の更なる行財政改革にもつながる。

(2) 市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望についての視点

他市に比べて、大型事業や重要な懸案事項を抱えているが、少数精銳で対応が可能と考えられる。

(3) 議会機能の維持についての視点

意見交換会などの民意吸収機能の充実、常任委員会の構成変更など議会運営上の工夫に努めることにより、議会機能を維持・充実させていくことは可能と考えられる。

パブリックコメント（市民意見）

10月20日まで募集



◎募集期間

平成23年9月21日(水)～10

月20日(木)(午後5時15分必
着)

※郵送の場合、提出期限
当日の消印有効

◎ご意見の提出方法等

(1) ご意見は、本庁3階議会
事務局へ直接持参（各支所
市民生活課経由での提出も
可）いたぐか、郵便、フ
ァックス、電子メールのい
ずれかの方法でお寄せくだ
さい。

▼郵便 ☎895-8650

薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市議会事務局

▼ファックス 0996-23
5015 薩摩川内市議
会事務局

▼電子メール giji@city.
satsumasendai.lg.jp

(2) 意見提出用紙は、この議
会だよりの中にあります、
なお、ご意見に対する個

- ▼市内に事務所、事業所を有
する法人・団体
- ▼市内に事務所、事業所を有
する法人・団体
- ▼ご意見等を提出できる方

末尾記載の閲覧場所にも備
え付けてありますので、ご
利用ください。なお、任意
の様式でも受け付けており
ます。

別の回答はできませんので
ご了承ください。

(3) この募集は、議員定数(素
案)に対して具体的なご意
見を収集することを目的に
しているため、匿名、単に
賛否だけを記載したもの、
趣旨が不明瞭なもの等に対
しては、議員定数等調査特
別委員会の考え方を示さな
いことがあります。

(4) いたいたご意見の公表
に当たっては、提出者が特
定されないよう配慮いたし
ます。（氏名、連絡先等は
公表いたしません。）

◎ご意見提出時の留意事項

ご意見を提出される方の住
所・氏名（法人その他団体に
あつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者名）を
必ずご記入ください。
なお、市外に居住し、市内
に在勤、在学している方は、
勤務先又は学校名もご記入く
ださい。

◎ご意見の取扱い

(1) 議員定数等調査特別委員
会では、提出されたご意見
を考慮しながら、議員定数
案を決定します。

(2) 意見の概要及び同意見に
対する議員定数等調査特別
委員会の考え方をホームページ
及び閲覧場所で、一定
期間公表します。

なお、ご意見に対する個

◎公表資料の閲覧場所

- ▼情報提供コーナー（本庁1
階）
- ▼各支所 市民生活課
- ▼各地区コミュニティセン
ター

▼中央図書館

▼議会事務局（本庁3階）

▼市議会ホームページ



特別委員会での調査経過 中間報告

議員定数等調査特別委員会では、本年2月15日から9回にわたり、議員定数に関する調査について、議会基本条例第20条第2項の規定に基づき、参考人招致を行いながら調査を行つてきました。ここで、調査の経過を含めて中間報告します。

1 検討に当たつて参考とした事項

議員定数の検討に当たつては、地区コミュニティ協議会単位で開催した意見交換会での意見、要望、県内・類似団体での定数の状況、地方自治法における議員定数の取扱い、学識経験者の意見及び市内団体等の意見を参考としました。

(1) 地区コミュニティ協議会単位で開催した意見交換会（平成21年11月～平成22年10月）

では、次のような意見・要望がありました。

ア 定数を減らすべき

- ①職員の削減より議員の削減が必要である。
- ②人口が10万人未満となれば、定数の見直しが必要である。

ア 県内の状況

- ①県内の19市中11市が法定上限数（地方自治法改正前）より定数を削減していました。

(2) 県内・類似団体での定数の状況

法定上限数 〔抜粋〕	市 数	定数が法定上限数と同じ	定数を法定上限数より減員	減 員 の 状 況									
				1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
30人 (人口8～10万人)	27	4 (14.8%)	23 (85.2%)	0	5	0	9	2	5	0	0	1	1
34人 (人口10～14万人)	39	9 (23.1%)	30 (76.9%)	0	3	0	12	1	6	3	2	0	1

※法定上限数の30人は8万人以上、34人は14万人以下のものを抜粋

②最近では、南九州市、枕崎市、鹿屋市が定数を削減していました。

イ 類似団体の状況

人口10万人から14万人までの39都市と、人口8万人から10万人までの27都市の議員定数を調査した結果、約8割の都市で議員定数を法定上限数（地方自治法改正前）より減員していました。

(3) 地方自治法における議員定数の取扱い

平成22年10月の国勢調査において、本市の人口は、速報値で10万人未満となりましたが、本年5月に地方自治法が改正され、人口に基づく議員定数の上限が撤廃となつたことに伴い、8月1日から、議員定数の決定は、自治体の自ら的な判断によるものとなりました。

なお、改正前の地方自治法の規定では、人口5万人以上の10万人未満の市における議員定数の上限は、30人となっていました。

（4）議員活動の評価等に関する意見聴取について

7月27日及び28日の2日間にわたり、議員活動の評価等に関する参考人招致を行いました。

ア 学識経験者の意見（参考人招致）

学識経験者として、鹿児島大学法文学部の平井一臣教授に意見を求めた結果、次のような意見がありました。

①安易な議員定数の削減には慎重であるべきである。

- ②議会が行うべき仕事には、民意を吸収し、政策に反映すること。
- ▼自ら政策を作り上げること。
- ▼行政をチエックすること。

イ 市内の団体等の意見（参考人招致）

市内の団体等の代表として、地区コミュニティ協議会連絡会、北さつま農業協同組合、川内商工会議所、薩摩川内市商工会から6名の参考人を招致し、意見を求めました。なお、議会活動の評価及び議員

定数に対して、次のような意見が出されました。

①議員活動の評価について

▼議会報告会、請願・陳情

者の意見陳述、議員間の

自由討議の規定を含む議

会基本条例を全国でも早期に制定していることを評価する。

▼議員活動は、公約の実行性、一般質問の内容、情報公開、政務調査費の公開、行政視察の効果の項目で評価されるのではないか。

▼議員活動は、公約の実行性、一般質問の内容、情報公開、政務調査費の公開、行政視察の効果の項目で評価されるのではないか。

▼議員が身近にいなくなる不安はあるが、少数精銳を望む声をよく聞く。

▼地方自治法の改正により議員定数の上限数が撤廃されたことから、具体的な定数削減の人数は要請はしないが、議会でしっかり検討して決定すべきである。

▼本市の人口は10万人を割り、議会全体で政策化してほしい。

▼政務調査費を活用し、どのような活動をしているのか見えない。また、農業分野での政務調査が少ないのでないか。

▼議員定数について議会での議員定数に関する議論が市民に周知されていない。

▼議員定数について合併してまだ7年であり、地区コミュニティ協議会が充実するまでは急激に

議員定数を削減すべきでない。30人、28人、26人と段階的に削減し、最終的には20から24人とすべきではないか。

▼多様な人々が立候補できるよう、早期に議員定数を決めてほしい。

▼選挙区は設けず、議員は少数精銳とすべきである。

▼議員が地元の議員であるという思いである。

▼議員は身近にいなくなる不安はあるが、少数精銳を望む声をよく聞く。

▼議員定数の上限数が撤廃されたことから、具体的な定数削減の人数は要請はしないが、議会でしっかり検討して決定すべきである。

▼本市の人口は10万人を割ったことから、議員定数は、従前の法定上限数である30人とすべきである。

▼議員定数については、これまでの調査で24人から30人まで様々な意見が委員から出されていたことになる。

▼議員定数は28人にするべき

▼議員定数について合併してまだ7年であり、地区コミュニティ協議会が充実するまでは急激に

ア 本市の財政状況、類似都市の状況等を踏まえ、市民の理解が得られる定数は24人であると考へるが、参考人の意見に配慮した。

イ 参考人の意見を参考としたが、更なる行財政改革の必要性を配慮した人数とした。

ウ 参考人の意見も考慮したが、以前に、定数を28人にして要望した陳情があつたこと、また、将来において更なる削減の要望がされることも考えられることから、段階的でない削減が必要である。

エ 参考人の意見に配慮すると30人が妥当であるが、議員定数を削減し、職員削減などの行財政改革につなげる必要性を考慮した。

オ 参考人の意見に配慮すると30人が妥当であるが、議員定数を削減し、職員削減などの行財政改革につなげる必要性を考慮した。

ウ 参考人の意見に配慮すると30人が妥当であるが、議員定数を削減し、職員削減などの行財政改革につなげる必要性を考慮した。

エ 参考人の意見に配慮すると30人が妥当であるが、議員定数を削減し、職員削減などの行財政改革につなげる必要性を考慮した。

2 定数素案の検討



議員定数等調査特別委員会での参考人招致（7月28日）

(2) 「28人」とする案

ア 合併前と比較すると、既に大幅な削減を行つており、議員定数の点からは行財政改革が進んでいる。削減ありきではなく、他市とは異なる大型事業や懸案事項も抱えていることや参考人の意見に配慮した。

イ 議員定数の削減だけでは行政改革は進まない。地域の特殊性や四つの常任委員会で議論できる人数に配慮する必要がある。

本委員会では、この定数素案について、パブリックコメントを行い、その意見を基に、最終的に定数案を決定することにしました。

3 定数素案について

これらの二つの案に対する参考人の意見も考慮したが、以前に、定数を28人にして要望した陳情があつたこと、また、将来において更なる削減の要望がされることも考えられることから、段階的でない削減が必要である。

参考人の意見も考慮したが、以前に、定数を28人にして要望した陳情があつたこと、また、将来において更なる削減の要望がされることも考えられることから、段階的でない削減が必要である。

4 パブリックコメント



議員定数(素案)に対する意見

1 氏名 _____

2 住 所 _____

3 電話番号 _____

4 意 見

意見の内容

- ※1 意見欄には、議員定数に関する考え方や理由など、できるだけ具体的にご記入ください。
- ※2 市内に在勤、在学している方で、市外に居住している場合は、意見欄の末尾に勤務先又は学校名もご記入ください。
- ※3 ご意見は、10月20日(木)までに、2ページに記載の方法で提出してください。